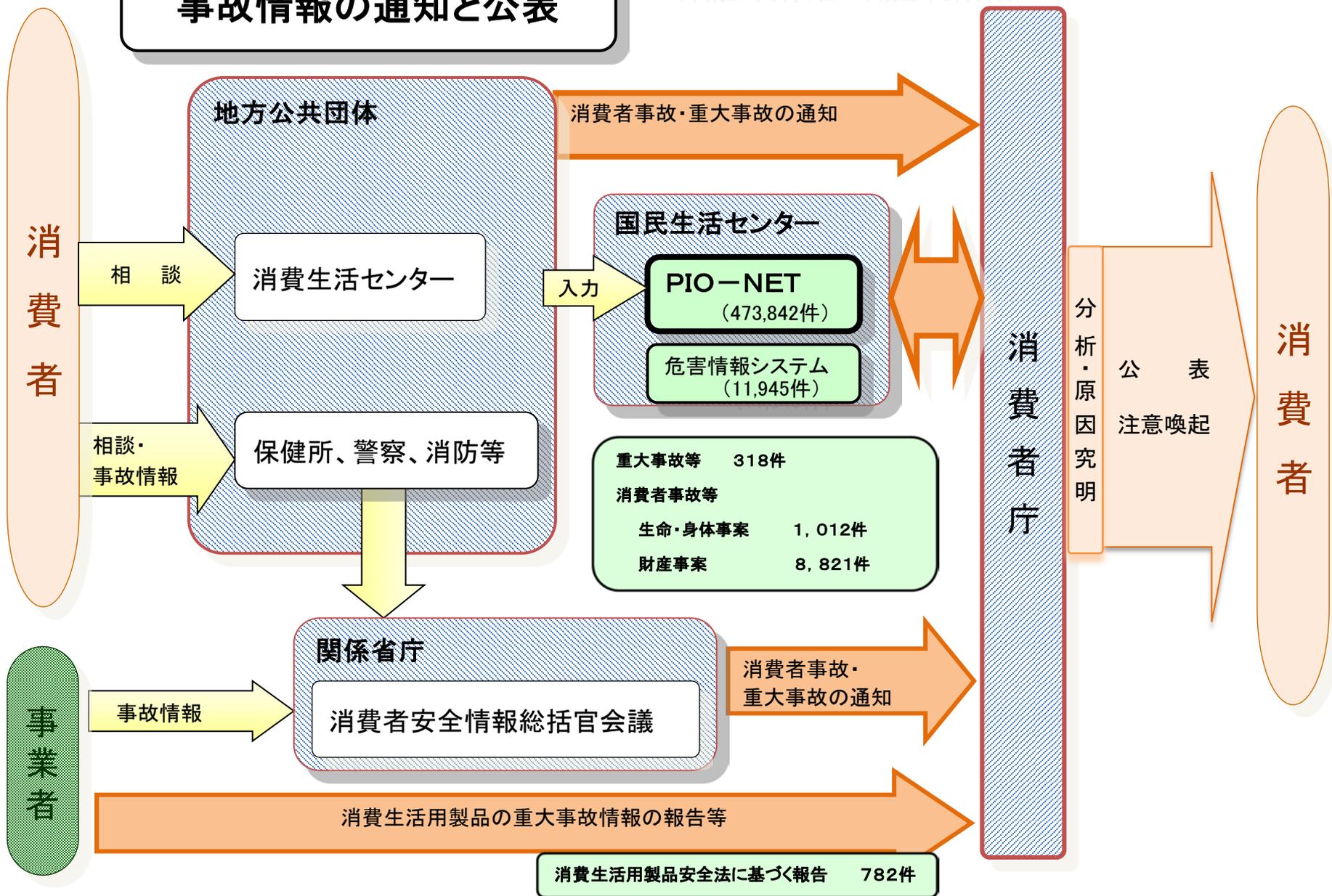


事故情報の通知と公表

(平成21年9月1日～平成22年3月31日)



消費者事故情報の収集、分析の今後の拡充方針（国会報告）

1. 消費者安全法施行後の運用の実態を評価した上で、消費者事故などの通知の範囲や基準を明確にする。
2. 生命、身体に関する事故については、医療機関とのネットワークを構築してそこから消費生活上の事故に関する情報を収集する仕組みを作る。
3. 事故情報分析に関する専門家の知見を活用して、関係機関と連携を図りながら迅速的確な原因究明を行う。
4. 財産事案(取引に関する消費者事故)に関する情報については、効率的、効果的な分析の仕組み手法を検討する。
5. 国民生活センターのノウハウ、消費生活相談員や弁護士などの消費者問題の専門家の知見を活用するとともに分析担当者の資質の向上に努める。
6. 情報集約・分析の業務運用体制を見直す。
7. 毎年度に行う消費者基本計画の検証・評価の中で必要な政策的対応を検討する。